官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通二）　一
〔法規的告示〕
○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件（農林水産六〇一）　二
〔人事異動〕
法務省　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、地方職員共済組合役員の異動について、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○農林水産省
経済産業省
国土交通省令第二号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之